

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

欠格要件におけるいわゆる無限連鎖について（通知）

欠格要件については、産業廃棄物処理業界から悪質な産業廃棄物処理業者を迅速に排除し、廃棄物の適正な処理体制をより一層確保するために、累次の法改正によりその要件を強化してきたところである。しかし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）の運用方法によっては欠格要件のいわゆる「無限連鎖」が生じ、優良な産業廃棄物処理業者をも排除される可能性が指摘されるなど、かえって、法の趣旨及び目的に反する事態が憂慮されるところである。

ついては、このような事態を避けるため、欠格要件の運用にあたっての留意事項を下記のとおり取りまとめたので通知する。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

廃棄物処理法第7条第5項第4号及び第14条第5項第2号に規定する欠格要件の運用について、現行の廃棄物処理法上は、法人Aの役員aが欠格要件に該当したことにより、法人Aの許可が取り消され、法人Aの役員bが別法人Bの役員も兼ねていた場合に、法人Bは許可を取り消されるところ、法人Bの役員cが更に別の法人Cの役員を兼ねていた場合に法人Cも許可を取り消されるなど、取消しの連鎖が無限に続くかに解釈できる（以下、この取消しの連鎖を「無限連鎖」という。）状況であり、仮にこの解釈に則って運用がなされると、理論上、取消しが無限に続くこととなり、これは、廃棄物の適正な処理体制をより一層確保するという欠格要件の制度趣旨に反する事態を生じさせる可能性がある。

この点について、欠格要件の連鎖形態ごとに、取締役会の各役員に対する監督義務、役員同士の相互監督義務などの観点から検討を行った結果、法人の役員が欠格要件に該当した場合、例えば、役員aが欠格要件に該当したことにより法人Aの許可が取り消された場合、法人A及び法人Bの役員を兼務する役員bも欠格要件に該当することになり法人Bの許可も取り消されることとなるが、さらに法人B及び法人Cの役員を兼務していた役員c

の存在を以て法人Cの許可をも取り消すべきかの問題については、法人Aの役員aの法令違反行為を監督すべきであった役員bが役員を務める法人Bについては法令遵守の徹底が期待できないことを理由にその許可を取り消すのが廃棄物処理法の趣旨ではあるが、役員cについてまで役員aの監督義務を一律に認めることは廃棄物処理法の趣旨にかんがみると適当ではないと考えられるところである。

以上から、法人C以降の産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設の設置の許可の取消しについては、法人間及び役員間における相互の関連性について十分に検討することは当然であるが、廃棄物処理法の予定する限度を超えて許可の取消しが連鎖し、優良な産業廃棄物処理業者までもが許可を取り消され、社会的公正の観点から不適正な事例を招来しないよう慎重に判断されたい。